

第8章 推進体制の整備

目標の達成には、さまざまな分野の連携による施策の展開が必要なことから、関係部局を横断した体制づくりや、大阪府や国はもちろんのこと、市民、関係団体等が協同して、安心して耐震化に取組むことができる環境を整備します。

1. 関係部局との連携

木造住宅や分譲マンションについては、建築物の高経年化と所有者の高齢化が一層進む中、今後は耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな施策による耐震化の促進が必要なため、高齢者向け住宅や福祉施策を所管する部局などとの連携を図ります。

また、多数の者が利用する建築物については、学校や病院、社会福祉施設などを所管する部局、広域緊急交通路や地域緊急交通路の沿道建築物については、危機管理部局や道路管理部局など、横断的に連携を図ります。

2. 大阪府との連携

耐震改修を促進していくためには、建物所有者等の負担軽減を図るための支援制度や、効果的な働きかけ手法の検討、専門的な人材育成など、自治体単独では克服することが困難な状況にもあり、大阪府と連携してこれら諸課題の解決に努めます。

3. 大阪建築物震災対策推進協議会との連携

府内の建築物等の震災対策を支援するため、公共・民間の団体が連携して、府内の建築物等の震災対策を推進するため同協議会が平成10年に設立され、これまで、各種講習会の開催、技術者の育成、耐震改修マニュアルの作成など耐震性向上に資するさまざまな事業に取り組んできました。

大阪建築物震災対策推進協議会における各事業は、民間団体の協力を得ながら実施しており、今後も引き続き関係団体と連携を図りながら、事業推進に努めるものとします。

(主な事業内容)

- 耐震診断・耐震改修相談窓口の開設
- 技術者向け耐震診断・耐震改修講習会の開催
- 建物所有者向け耐震診断・耐震改修説明会の開催
- 被災建築物応急危険度判定士講習会による判定士の養成
- ビデオ、パンフレットの作成及び配布

4. 関係団体との連携

木造住宅については、大東市は大阪府などと連携を図り、まちまる支援事業の登録事業者と連携した取組みを進めるとともに、大阪の住まい活性化フォーラム、Osaka あんしん住まい推進協議会等とも連携し、耐震化の働きかけや住替え物件の情報提供等により、ニーズに応じた耐震化の促進を図ります。

また、リフォームや既存住宅の売買時にあわせた耐震改修の普及啓発についても、不動産関係団体等と連携を図ります。

分譲マンションについては、区分所有者間の合意形成などの円滑化を図るため、分譲マンションサポート事業者や建築関係団体等との連携を強化します。

5. 自主防災組織、自治会等との連携

建物の耐震化を含めた防災意識の向上や防災情報の共有を行い、地域に根ざした対策を講じることが重要だと考えられます。そのため、自主防災組織、地元自治会などと連携した取組みを検討します。